

1 参照通知文 3

「地域医療構想の進め方について」（関係部分 抜粋）

（平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

1. 地域医療構想調整会議（本県では委員会）の進め方について

（1）地域医療構想調整会議の協議事項

「経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」においては、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2 年程度で集中的な検討を促進する」こととされていることを踏まえ、都道府県においては、毎年度この具体的対応方針を取りまとめること。

この具体的対応方針の取りまとめには、地域医療構想調整会議において、平成 37 年（2025）年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得たすべての医療機関の

①平成 37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割

②平成 37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数

を含むものとする。